

岩手沿岸南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

平成18年 4月21日 規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第13号）第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例)

第2条 前条の職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

- (1) 職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (3) 国又は地方公共団体若しくは会社その他の団体から委嘱を受け、臨時に講演、講義等を行う場合
- (4) 職務に関連ある試験等を受ける場合
- (5) 地方公務員法第46条又は第49条の2第1項の規定による勤務条件の措置に関し要求し、又は不利益処分の審査を請求し、及びそれらの審理に出頭する場合
- (6) 地方公務員法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
- (7) 前各号に規定する場合を除くほか、管理者が特に定める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。